Oryza sativa L.	クミカ2号	クミアイ化学工業株式会社 東京都台東区池之端一丁目4番26号	第26690号 平成27年1月22日
Pelargonium peltatum (L.) L'Her.	TRUEHEART	根岸恵夫 群馬県前橋市粕川町下東田面228―2	第26854号 平成27年2月13日
Pelargonium zonale Group	PACYELLIM	Elsner pac Jungpflanzen GbR Kipsdorfer Str. 146, 01279 Dresden, Germany	第26013号 平成27年3月6日
Solanum lycopersicum L.	TTM060	タキイ種苗株式会社 京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地	第25979号 平成27年2月17日

○農林水産省告示第千三百五十七号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の六第一項の規定に基づき、ＩＣＥＡ（イチェア）が認定に関する業務を行う事業所について、平成二十七年五月一日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十七年五月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地
イタリア　ボローニャ県ボローニャ市ナザリオ・サウロ通り二番	イタリア　ボローニャ県ボローニャ市ジョヴァンニ・ブルニョーリ通り十五番

○農林水産省告示第千三百五十八号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、平成十六年九月三十日農林水産省告示第千七百七十九号（租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年五月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

表全国開拓農業協同組合連合会宮崎販売事業所の項の次に次のように加える。

全国畜産農業協同組合連合会小林食肉事業所	宮崎県小林市細野二千五百十六番地

○農林水産省告示第千三百五十九号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項の規定に基づき、平成十四年二月二十二日農林水産省告示第三百三十三号（租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年五月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

「いわみ中央農業協同組合
いずも農業協同組合
西いわみ農業協同組合
石見銀山農業協同組合」

を「島根県農業協同組合」に改める。

表島根県の項中

○農林水産省告示第千三百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　北海道勇払郡占冠村字シムカプ原野五七の三（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び占冠村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　北海道空知郡南富良野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

㈠　保安林の所在場所　北海道樺戸郡新十津川町字学園九九・一〇六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

㈡　指定の目的　土砂の流出の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　三重県津市美杉町八知字渕ケ上三四九三の七・三四九三の九・三四九三の一四・三四九三の一五・三四九三の二〇・三四九三の二五・三四九三の二九・三四九三の三一から三四九三の三三まで・三四九三の三五・三四九三の五〇・三四九三の五二（以上十三筆について次の図に示す部分に限る。）、三四一六から三四一九まで、三四二二、三四四一から三四四三まで、三四四四の一、三四四四の二、三四四五から三四五一まで、三四五二の一、三四五二の二、三四五三、三四五五、三四五六、三四六〇の一、三四六一、三四六二、三四六二の一、三四六二の二、三四六四の二、三四六八から三四七一まで、三四七三の一、三四八二の一、三四八二の三、三四八三の一、三四八三の二、三四八四の一、三四八五、三四八六、三四八七の一、三四八八、三四八九の一、三四九二の一、三四九二の二、三四九三の二から三四九三の四まで、三四九三の六、三四九三の八、三四九三の一一、三四九三の一三、三四九三の一六、三四九三の一八、三四九三の一九、三四九三の二一、三四九三の二三、三四九三の二七、三四九三の二八、三四九三の三〇、三四九三の三四、三四九三の三八、三四九三の四〇、三四九三の四三から三四九三の四六まで、三四九三の四九、三四九三の五一、三四九三の五三から三四九三の五六まで、三五一〇から三五一一まで、三五一五、三五一八から三五二三まで、三五一九の一、三五四六、三五四七、三五七四から三五七七まで